

プロジェクトチーム規程

制定 2023年12月19日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳会東京多摩支部（以下「本支部」という。）の事業を推進する上で必要なプロジェクトチーム（以下「PT」という。）の効率的な活動に資することを目的として定める。

(PTの設置)

第2条 幹事会はPTの事業内容等を検討し、目的とする事業を遂行する上で必要な期間を限ってPTを設置する。ただし、予め事業の終期を見込むことが適当でない事業についてはこの限りでない。

(担当幹事)

第3条 PTの担当幹事は支部長が指名する。

2. 担当幹事はPTの活動状況を把握するとともに、PTの活動状況を幹事会に報告する。

(PTリーダー)

第4条 担当幹事はPTの意見を徴し、幹事会は担当幹事の意見を徴した上で、PTの代表としてPTリーダー（以下「リーダー」という。）を選任する。

2. リーダーは、幹事会に出席し、委員会の報告、協議、及び提案等を行うことができる。

3. 業務が多岐にわたる場合等、リーダーは次条で定めるチーム員に業務を分担させることができる。

(チーム員)

第5条 リーダーはチーム員を選任し、チーム員の名簿を総務委員会に提出する。

2. PTの活動の特性に鑑み、リーダーが必要と認める場合は会員以外の者をチーム員とすることができる。なお、チーム員は会員以外の者であっても、野外での活動中における事故等に備え保険に加入するものとする。

(事業計画、及び予算)

第6条 リーダーは、チームの事業計画、及び予算案を、定められた期限までに幹事会に提出しなければならない。

(事業報告、及び決算)

第7条 リーダーは、PTの事業報告、及び決算案を、定められた期限までに幹事会に提出しなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、幹事会で審議し、議決して行う。

附則

この規程は、2024年1月1日より施行する。

(規程管理責任者：総務委員会委員長)